

船内旅客用設備利用に関する基準

バリアフリー客席及び車いすスペースから船内旅客用設備まで (バリアフリー基準第51条第2項関係)

基本的な考え方

バリアフリー客席及び車いすスペースから船内旅客用設備 (バリアフリー便所、バリアフリー食堂、1以上の売店及び総トン数20トン以上の船舶の遊歩甲板) までの経路も、すべての利用者がスムーズかつ安全に通行可能なよう配慮をすることが必要である。原則、独力の移動を可能とすることが必要である。

また、健常者とのすれ違いを想定した通路幅 (120cm) を確保することが必要である。その他の経路についても、災害時等における避難の容易性も勘案し、バリアフリー化された経路を複数確保することが望ましい。

基準

8.バリアフリー通路2

バリアフリー客席及び車いすスペースと船内旅客用設備との間の通路のうちそれぞれ1以上は、次に掲げる基準に適合するもの (以下「バリアフリー通路2」という。) でなければならない。

- (1)幅は、120cm以上であること。
- (2)手すりが設けられていること。
- (3)手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
- (4)床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (5)スロープ板その他の車いす使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。
- (6)通路の末端の付近の広さは、車いすの転回に支障のないものであり、かつ、50m以内ごとに車いすが転回し及び車いす使用者同士がすれ違うことができる広さの場所が設けられていること。

基準・推奨の仕様

【バリアフリー通路以外の経路】

- バリアフリー通路以外の経路についても可能な限りバリアフリー化する。

【幅】

- 140cm以上とする。(車いす使用者が転回に支障ない寸法)

【手すり】(P62参照)

- 手すりは両側に設置し高さ80~85cm程度とする。
高齢者や車いす使用者以外の肢体不自由者の利用を勘案して、可能な限り連続して設置する。
- 端部は壁面側に巻き込むなど突起しない構造とする。

【床面仕上げ】

- (4)の「滑りにくい仕上げ」とは、表面に加工が施された滑りにくい材料を用いたものであって、床の状態によって効果が低下することのないものをいう。
- 清掃の容易性を考慮し、特に排水溝などを設ける必要のある場合には、視覚障害者や歩行困難者にとって危険にならないように、構造及び配置を考慮する。

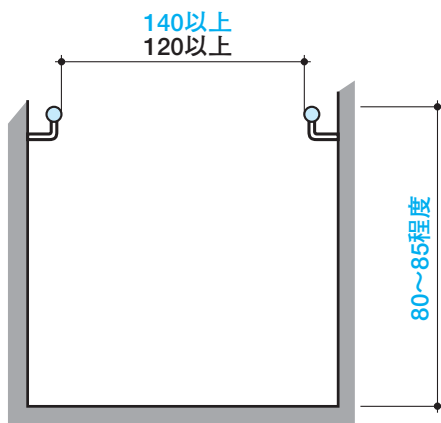
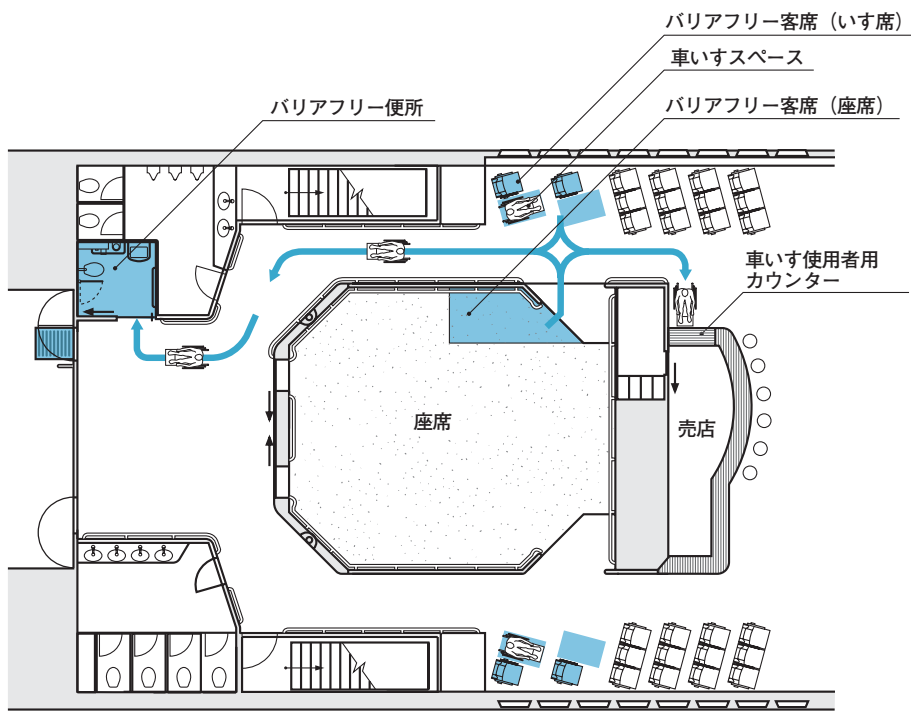
【段差解消】

- 段差がある場合は、極力小さくする。
- (5)の「スロープ板その他の車いす使用者が円滑に通過できるための設備」は船舶の安全を確保した適切な手段 (段差解消手段により海水が流入しやすくなるような危険な状態を生じない手段) であること。また、この場合において「スロープ板」は、取り外し可能なものとするができる。
- スロープ板の厚みによる段差は2cm以下とする。
- スロープ板の勾配は1/12以下とする。

【スロープ板】

- スロープ板を設ける場合には、その勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

P40に続く



単位:cm

基準等の解説・配慮事項

【バリアフリー通路2の設備】

バリアフリー通路2は、高齢者、障害者等が独力で利用できることを求めており、そのために設備は必要とされている基準を満足させる必要があります。

また、視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないように、原則として床面から200cm程度の空間に、天井や壁面からの突出物を設けないよう配慮することが必要です。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないように、高さ110cm以上の柵やそれに代わる進入防止措置等を講じる配慮が必要です。この場合、床に近いところに白杖で容易に柵等を感知できるようにします。

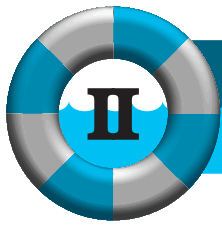
【船内通路】

船内通路においては、車いす使用者や、車いす使用者以外の肢体不自由者が通行できる通路幅を確保することが必要です。(120cmは二本杖使用者が通行しやすい幅でもある。)

【すれ違い場所】

見通しの利かない長い通路の曲がり角等で車いす使用者同士が行き合った場合、車いす使用者がバックで遠いすれ違い場所まで戻らなくてすむように、曲がり角ごとにすれ違いができる場所を設ける等の配慮が必要です。

P41に続く



船内旅客用設備利用に関する基準

バリアフリー客席及び車いすスペースから船内旅客用設備まで (バリアフリー基準第51条第2項関係)

基準・推奨の仕様

【末端の構造】

- (6)において、「通路の末端の付近」の転回場所は、通路の末端にできる限り近い場所に設けることとし、通路の末端から当該場所の中心までのバリアフリー通路2の長さが5mを超えてはならない。
- (6)において、「転回に支障のないもの」とは、幅が140cm以上及び奥行が135cm以上であるもの、または、直径150cm以上の円形の空間をいう。
- 転回場所の広さは、幅140cm以上および奥行170cm以上の空間とする。

【すれ違い場所】

- (6)において、「50m以内」とは、同基準により「転回に支障のない」広さが確保された隣り合う2つの場所の中心間のバリアフリー通路2の長さが50m以内であることをいう。
- (6)において、「車いすが転回し及び車いす使用者同士がすれ違うことができる広さ」とは、旅客定員が100人以下の船舶の場合は、幅が140cm以上及び奥行が135cm以上であるもの、または、直径150cm以上の円形の空間をいい、旅客定員が100人を超える船舶の場合は、幅が180cm以上、奥行きが180cm以上であるものをいう。
- 旅客定員100人以下の船舶であっても、通路の長さを勘案して幅180cm以上、奥行き180cm以上のすれ違い場所を設ける。

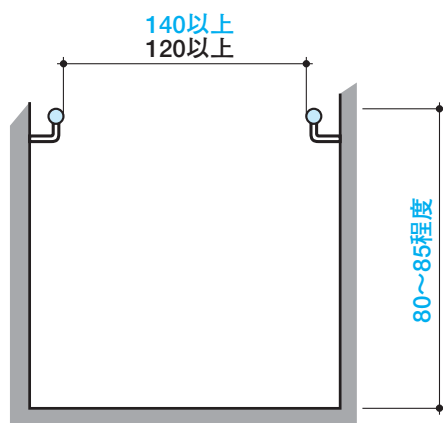
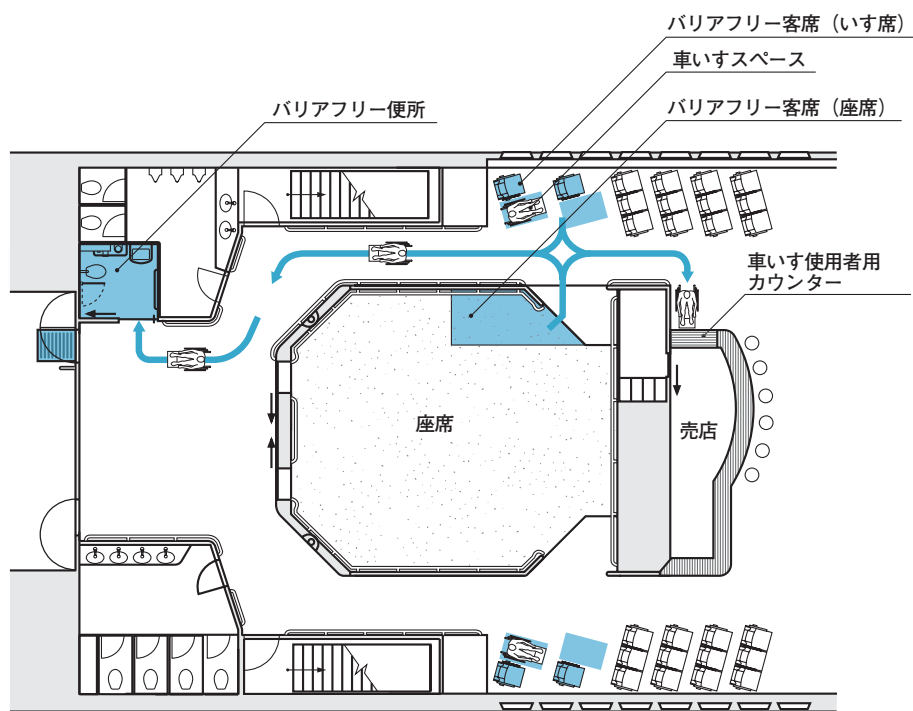
【通路の形状】

- 曲がり角の出角はすみきりまたは、曲面とする。

【通路に設ける戸】(P60参照)

【照明設備】

- 高齢者や弱視者の移動の円滑化に資するため、十分な明るさを確保するよう採光や照明に配慮する。



単位:cm

基準等の解説・配慮事項

【暴露部通路の手すり】

(舷門から甲板室出入口までの通路の基準等の解説
P27参照)

【手すりの点字】

(通路手すりの基準等の解説 P65参照)

【床面の仕上げ】

(乗降用設備/舷門の基準等の解説 P23参照)

【スロープ(勾配)の考え方】

(乗降用設備/舷門の基準等の解説 P25参照)

【段差・勾配の視覚的表示】

(乗降用設備/舷門の基準等の解説 P25参照)



船内旅客用設備利用に関する基準

バリアフリー便所（便房内設型）（バリアフリー基準第54条関係）

基本的な考え方

障害部位により使用方法も異なることから、車いすが十分回転できること、便座の高さ、フットサポートが便器に当たらないようにすること、便器の形状について配慮する。また、乳幼児を連れた利用者等にも配慮する。

基準

15.バリアフリー便所

船舶設備規程第117条により大便所を設けることとされている船舶の便所は、そのうち1以上は、次に掲げる基準のいずれかに適合するもの（「バリアフリー便所」という。）でなければならない。

- (1)便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- (2)高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

16.バリアフリー便所（便房内設型）

16.1 15.(1)の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するもの（「バリアフリー便所（便房内設型）」という。）でなければならない。

- (1)便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。
- (2)床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (3)男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。
- (4)前号の規定により設けられる小便器には、手すりがないこと。
- (5)出入口の幅は、80cm以上であること。
- (6)出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- (7)出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。
- (8)出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ①幅は、80cm以上であること。
 - ②高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
- (9)車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

P44に続く

基準・推奨の仕様

【便所の設置】

- 船舶設備規程第117条により大便所を設けることとされていない船舶についても便所を設ける場合はバリアフリー便所とする。
- 男女別に設置する場合は、異性介助の者たちが入りやすい位置（一般便房入口付近等）に設置する。

【案内設備（触知案内図等）】

- 16.1(1)における「その他の方法」として、触知案内図を使用する方法を同号の基準に適合するものの例とする。
- 触知案内図等を設置する高さは、床からその中心までの高さを140cmから150cmとする。

【床面仕上げ】

- 16.1(2)の「滑りにくい仕上げ」とは、表面に加工が施された滑りにくい材料を用いたものであって、床の状態によって効果が低下することのないものをいう。
- 清掃の容易性を考慮し、特に排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障害者や歩行困難者にとって危険にならないように、構造及び配置を考慮する。

【手すり】（P52参照）

【出入口の幅】

- 90cm以上とし、120cm以上とすることが望ましい。（二本杖使用者の利用しやすい寸法）

【段差解消】

- 段差がある場合は、極力小さくする。
- 16.1(6)の「車いす使用者が通過する際に支障となる段」とは、高さ2cmを超えるものをいう。

【出入口の標識】（P92参照）

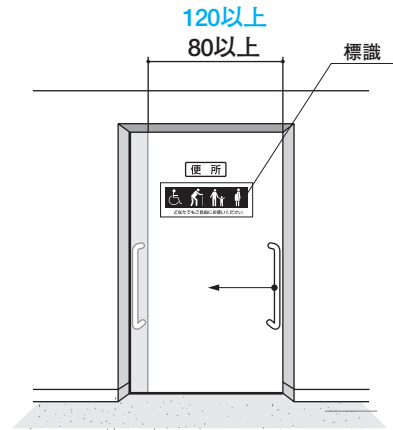
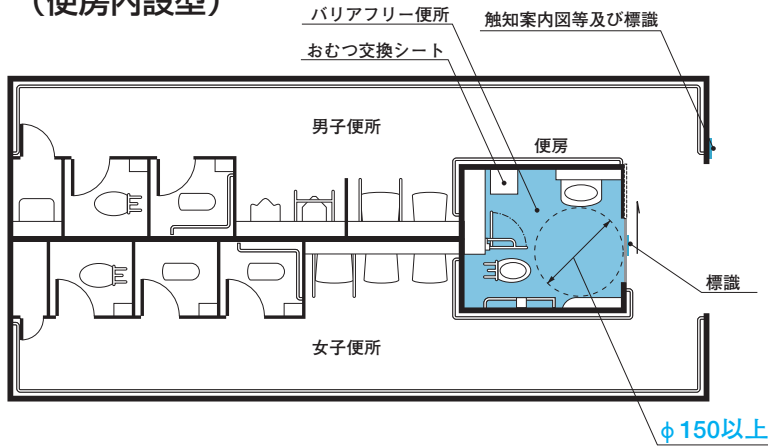
- 16.1(7)における「標識」とは、国際シンボルマーク又は、JIS Z8210（案内用図記号）の‘身障者用設備’図記号をいう。

【出入口の戸】

- 16.1(8)②の「容易に開閉して通過できる構造」とは、車いす使用者が車いすに座った状態のまま開閉して通過できる構造であって、電動式引き戸又は軽い力で操作できる手動式引き戸その他これに類する機能を有するものをいう。

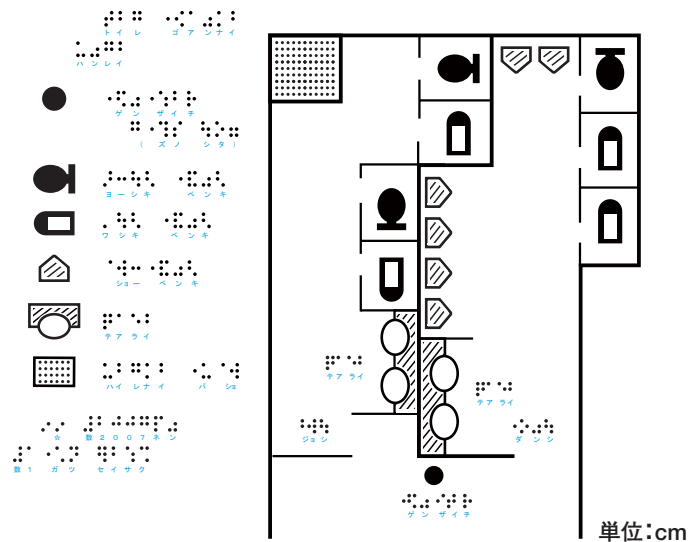
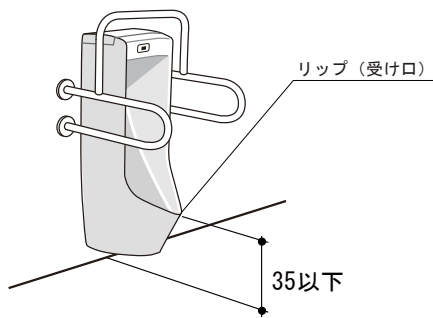
P44に続く

バリアフリー便所 (便房内设型)



触知案内図等の例 (トイレ案内図JIST0922)

低リップ壁掛け式小便器



基準等の解説・配慮事項

【配置】

バリアフリー便所は、高齢者、障害者等が利用しやすい場所に設置することが望まれます。スペース的な問題もありますが、障害部位により使用方法も異なることから、車いすが十分に内部で回転できることが望まれます。また、手すり等も右きき用と左きき用を両方設置することが望まれます。

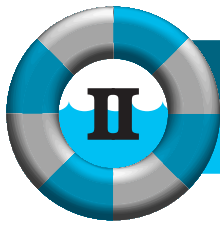
【触知案内図等の設置】

点字により表示する場合の表示方法はJIS T0921規格、触知案内図により表示する場合の表示方法はJIS T0922規格を参照してください。なお、触知案内図等は、船舶設備規程で要求されている便所以外の便所についても高齢者、障害者等の利用を考慮して設備する必要があります。

【床面の仕上げ】

(乗降用設備/舷門の基準等の解説 P23参照)

P45に続く



船内旅客用設備利用に関する基準

バリアフリー便所（便房内設型）（バリアフリー基準第54条関係）

基準

- 16.2 15.(1)の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (1)腰掛便座及び手すりが設けられていること。
 - (2)出入口の幅は、80cm以上であること。
 - (3)出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - (4)出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。
 - (5)出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ①幅は、80cm以上であること。
 - ②高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
 - (6)車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
 - (7)高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する手を洗うための水洗器具が設けられていること。

使用者が便房の出入口、便座及び手を洗うための水洗器具の間の移動を円滑に行うことが可能であり、かつ、360度回転するために必要な広さが確保されていることをいう。ただし、便座及び手を洗うための水洗器具が適切に配置され、車いす使用者が円滑に使用できるものにあつてはこの限りでない。

○直径150cm以上の円が内接できる空間を確保する。

【水洗器具】

- 16.2(7)の「円滑な利用に適した構造を有する手を洗うための水洗器具」として、腰掛け便座にできる限り近い場所に設けられた床面からの高さが75cm程度であるものを同基準に適合するものの例とする。
- 手を洗うための水洗器具は便器に腰かけたまま使用できるものとする。
- 蛇口は、上肢不自由者のためにもセンサー式、レバー式などとする。

【便器洗浄ボタン等】(P50参照)

【照明設備】

- 高齢者や弱視者の移動の円滑化に資するため、十分な明るさを確保するよう採光や照明に配慮する。

【おむつ交換シート】

- 乳児のおむつ替え用に乳児用おむつ交換シートを設置する。

基準・推奨の仕様

- 出入口の戸周辺は出入りに支障のないような空間を確保する。
- 電動式引き戸又は軽い力で操作できる手動式引き戸とする。手動式の場合は、自動的に戻らないタイプとし、握り手は棒状ハンドル式のものとする。
- 電動式ドアの場合、手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式とする。手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタンを併設する。

【広さ】

- 16.1(9)の「円滑な利用に適した広さ」とは、車いす使用者が便所の出入口及び便房の間の移動を円滑に行うことが可能であり、できる限り360度回転するために必要な広さが確保されていることをいう。

○直径150cm以上の円が内接できる空間を確保する。
 ……以下便房について……

【手すり】(P52参照)

【出入口の幅】

- 90cm以上とし、120cm以上とすることが望ましい。
 （二本杖使用者の利用しやすい寸法）

【段差解消】

- 段差がある場合は、極力小さくする。
- 16.2(3)の「車いす使用者が通過する際に支障となる段」とは、高さ2cmを超えるものをいう。

【出入口の標識】(P92参照)

- 16.2(4)における「標識」として、国際シンボルマーク又は、JIS Z8210（案内用図記号）の‘身障者用設備’図記号をいう。

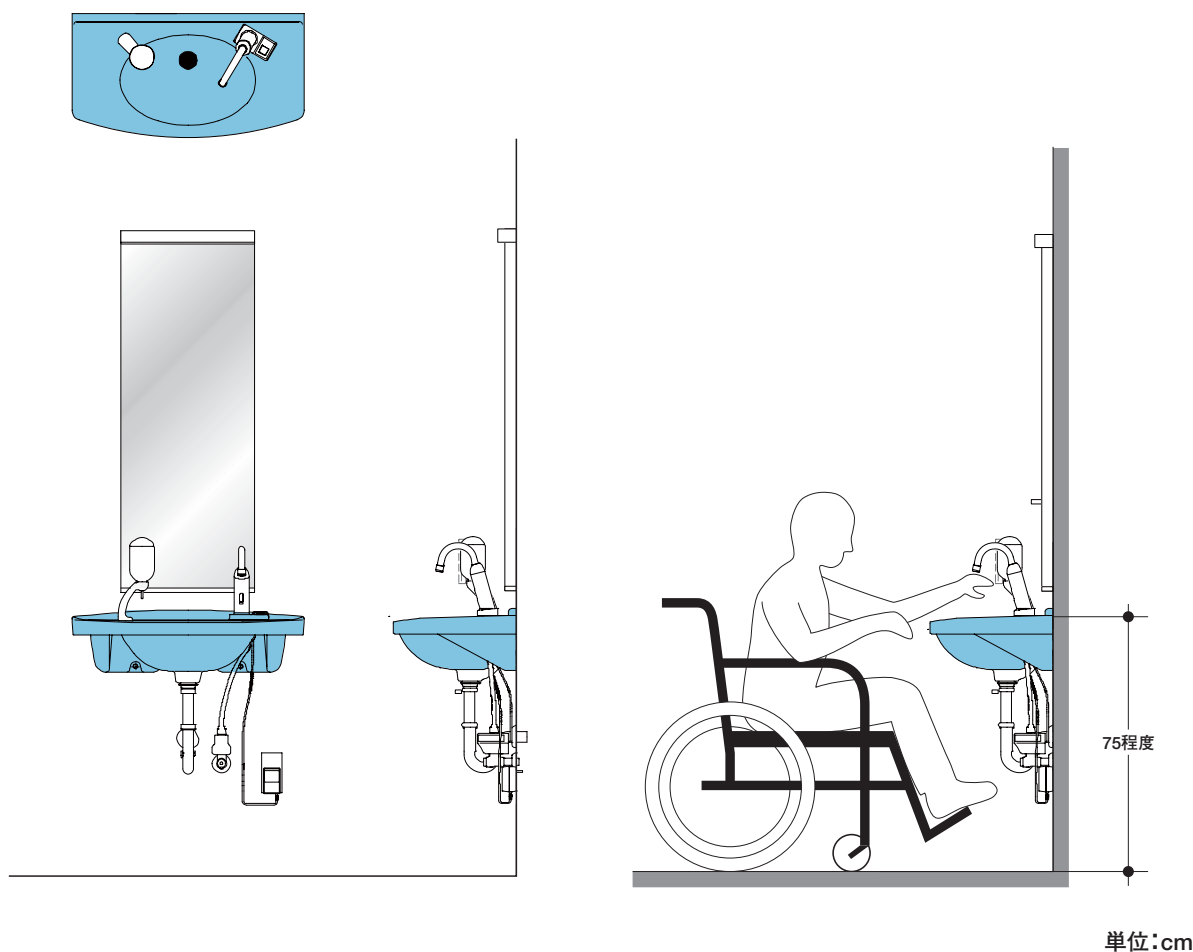
【出入口の戸】

- 16.2(5)②の「容易に開閉して通過できる構造」とは、車いす使用者が車いすに座った状態のまま開閉して通過できる構造であつて、電動式引き戸又は軽い力で操作できる手動式引き戸その他これに類する機能を有するものをいう。
- 出入口の戸周辺は出入りに支障のないような空間を確保する。
- 電動式引き戸又は軽い力で操作できる手動式引き戸とする。手動式の場合は、自動的に戻らないタイプとし、握り手は棒状ハンドル式のものとする。
- 電動式ドアの場合、手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式とする。手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタンを併設する。

【広さ】

- 16.2(6)の「円滑な利用に適した広さ」とは、車いす

車いす使用者を考慮した手洗い水洗器具の例



基準等の解説・配慮事項

【便器】

車いす使用者にとって、便座の高さが合わない場合や、車いすのフットサポートが便器にあたり近くに寄れない場合もあることから、便座の高さ（便座の高さは40cm～45cm）や便器の形状についての配慮が望まれます。また、利便性の観点から便座には便蓋を設けず背もたれを設け、便器に逆向きに座る場合も考慮して、その妨げになる器具等がないように配慮することも必要です。

また、車いす使用者は、段差があれば利用が困難となることから、アプローチにおける段差の解消が必要です。

【標識】

（標識の基準等の解説 P93参照）

【段差・勾配の視覚的表示】

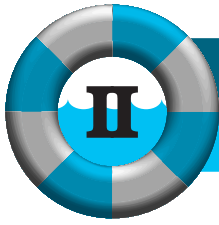
（乗降用設備/舷門の基準等の解説 P25参照）

【バリアフリー便所の必要な寸法】

バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）では、手動車いすで方向転換が可能なスペースを確保する（標準的には200cm以上×200cm以上のスペースが必要）、新設の場合等スペースが十分に取れる場合は、電動車いすで便器へ移乗するための方向転換が可能なスペースを確保する（標準的には220cm以上×220cm以上のスペースが必要）とされています。

【おむつ交換シートの取付け】

畳み忘れてあっても車いすでの出入りが可能となるよう、車いすに乗った状態でも畳める構造、位置とする配慮が必要です。また、航行予定時間等を勘案し、高齢者や重度障害者のおむつ替え用等のための折り畳み式のおむつ交換シートを設置する配慮も必要です。



船内旅客用設備利用に関する基準

バリアフリー便所（独立型）（バリアフリー基準第54条関係）

基本的な考え方

障害部位により使用方法も異なることから、車いすが十分回転できること、便座の高さ、フットサポートが便器に当たらないようにすること、便器の形状について配慮する。また、乳幼児を連れた利用者等にも配慮する。

基準

15.バリアフリー便所

船舶設備規程第117条の規定により大便所を設けることとされている船舶の便所は、そのうち1以上は、次に掲げる基準のいずれかに適合するもの（「バリアフリー便所」という。）でなければならない。

- (1)便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- (2)高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

17.バリアフリー便所(独立型)

17.1 15.(2)の便所は、次に掲げる基準に適合するもの（「バリアフリー便所（独立型）」という。）でなければならない。

- (1)便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。
- (2)床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (3)男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。
- (4)前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。
- (5)腰掛便座及び手すりが設けられていること。
- (6)出入口の幅は、80cm以上であること。
- (7)出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- (8)出入口には、当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

P48に続く

基準・推奨の仕様

【便所の設置】

- 船舶設備規程第117条により大便所を設けることとされていない船舶についても便所を設ける場合はバリアフリー便所とする。
- 男女別に設置する場合は、異性介助の者たちが入りやすい位置に設置する。

【案内設備(触知案内図等)】

- 17.1(1)における「その他の方法」とは、触知案内図を使用する方法をいう。
- 触知案内図等を設置する高さは、床からその中心までの高さを140cmから150cmとする。

【床面仕上げ】

- 17.1(2)の「滑りにくい仕上げ」とは、表面に加工が施された滑りにくい材料を用いたものであって、床の状態によって効果が低下することのないものをいう。
- 清掃の容易性を考慮し、特に排水溝などを設ける必要のある場合には、視覚障害者や歩行困難者にとって危険にならないように、構造及び配置を考慮する。

【手すり】(P52参照)

【出入口の幅】

- 90cm以上とし、120cm以上とすることが望ましい。
(二本杖使用者の利用しやすい寸法)

【段差解消】

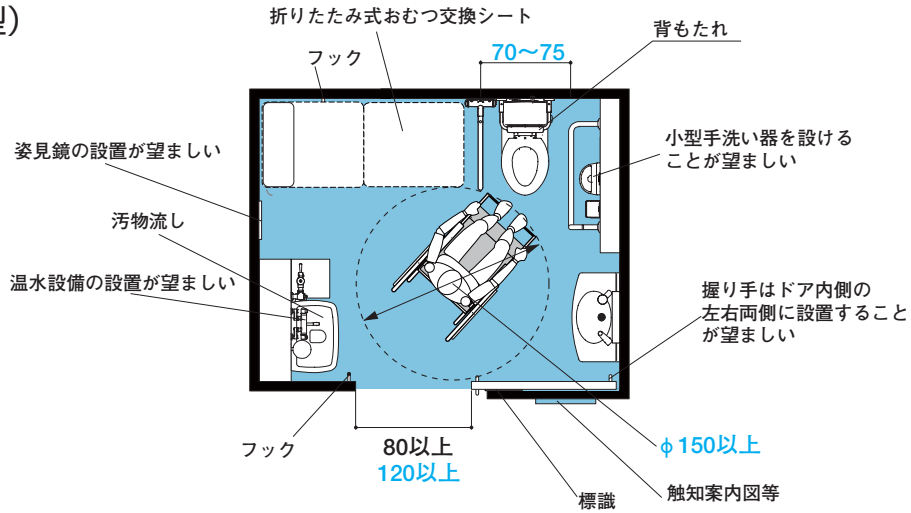
- 段差がある場合は、極力小さくする。
- 17.1 (7) の「車いす使用者が通過する際に支障となる段」とは、高さ2cmを超えるものをいう。

【標識】(P92参照)

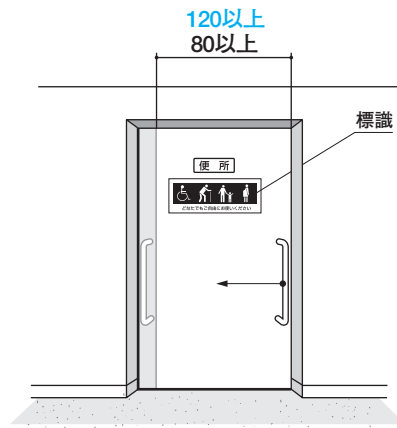
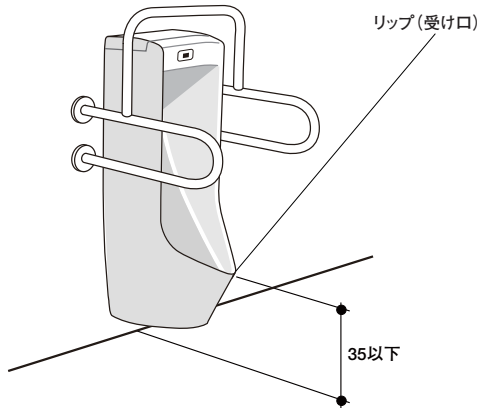
- 17.1 (8) における「標識」とは、国際シンボルマーク又は、JIS Z8210（案内用図記号）の‘身障者用設備’図記号をいう。

P48に続く

バリアフリー便所 (独立型)



低リップ壁掛け式小便器



単位:cm

II

バリアフリー便所 (独立型)

基準等の解説・配慮事項

【配置】

(バリアフリー便所 (便房内設型) の基準等の解説 P43参照)

【触知案内図等の設置】

(バリアフリー便所 (便房内設型) の基準等の解説 P43参照)

【床面の仕上げ】

(乗降用設備/舷門の基準等の解説 P23参照)

【便器】

(バリアフリー便所の基準等の解説 P45参照)

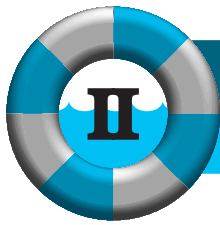
【標識】

(標識の基準等の解説 P93参照)

【段差・勾配の視覚的表示】

(乗降用設備/舷門の基準等の解説 P25参照)

P49に続く



船内旅客用設備利用に関する基準

バリアフリー便所（独立型）（バリアフリー基準第54条関係）

基準

- (9) 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ① 幅は、80cm以上であること。
 - ② 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
- (10) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- (11) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する手を洗うための水洗器具が設けられていること。

基準・推奨の仕様

【出入口の戸】

- 17.1(9)②の「容易に開閉して通過できる構造」とは、車いす使用者が車いすに座った状態のまま開閉して通過できる構造であって、電動式引き戸又は軽い力で操作できる手動式引き戸その他これに類する機能を有するものをいう。
- 出入口の戸周辺は出入りに支障のないような空間を確保する。
- 電動式引き戸又は軽い力で操作できる手動式引き戸とする。手動式の場合は、自動的に戻らないタイプとし、握り手は棒状ハンドル式のものとする。
- 電動式ドアの場合、手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式とする。手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタンを併設する。

【広さ】

- 17.1(10)の「円滑な利用に適した広さ」とは、車いす使用者が便所の出入口、便座及び手を洗うための水洗器具の間の移動を円滑に行うことが可能であり、かつ、360度回転するために必要な広さが確保されていることをいう。ただし、便座及び手を洗うための水洗器具が適切に配置され、車いす使用者が円滑に使用できるものにあつてはこの限りでない。
- 直径150cm以上の円が内接できる空間を確保する。

【水洗器具】

- 17.1(11)の「円滑な利用に適した構造を有する手を洗うための水洗器具」とは、腰掛け便座にできる限り近い場所に設けられた床面からの高さが75cm程度であるものをいう。
- 手を洗うための水洗器具は便器に腰かけたまま使用できるものとする。
- 蛇口は、上肢不自由者のためにもセンサー式、レバー式などとする。

【便器洗浄ボタン等】（P50参照）

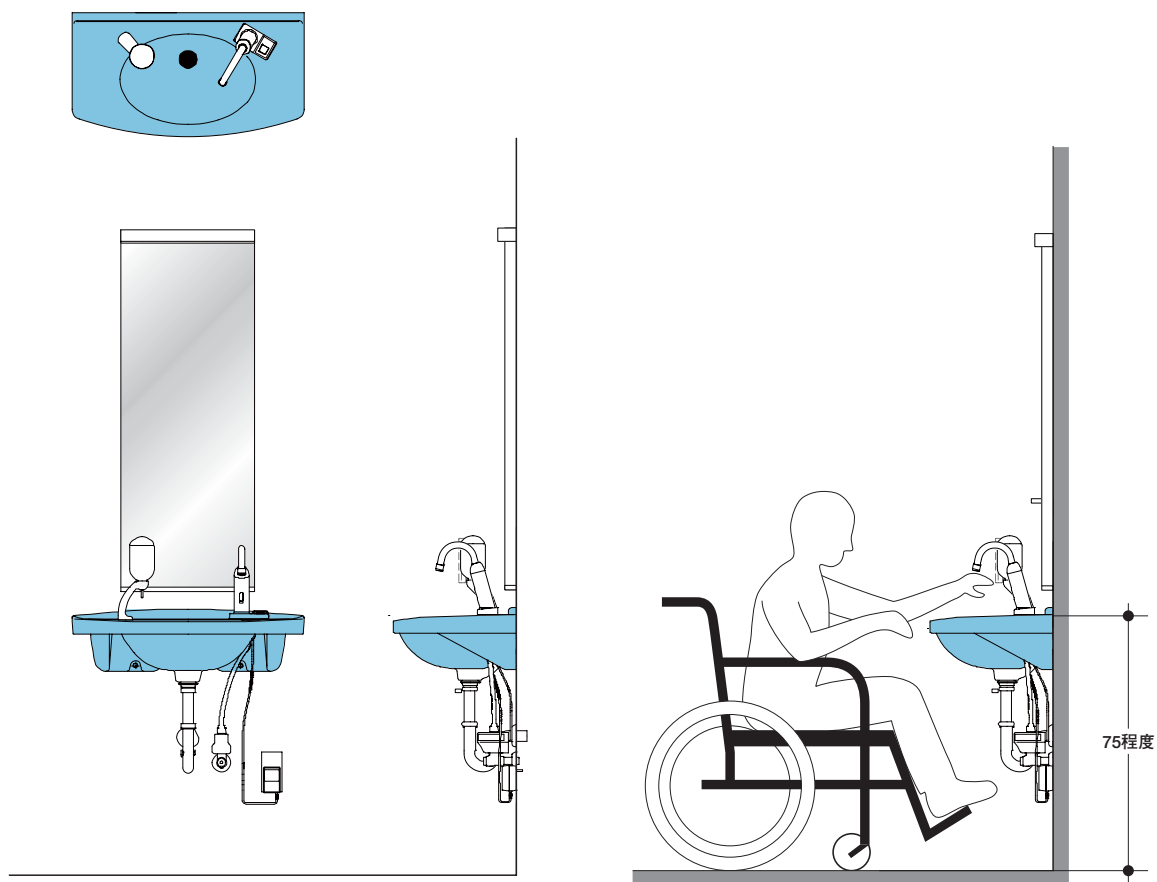
【照明設備】

- 高齢者や弱視者の移動の円滑化に資するため、十分な明るさを確保するよう採光や照明に配慮する。

【おむつ交換シート】

- 乳児のおむつ替え用に乳児用おむつ交換シートを設置する。

車いす使用者を考慮した手洗い水洗器具の例



単位:cm

II

バリアフリー便所（独立型）

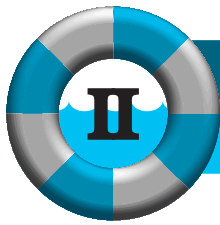
基準等の解説・配慮事項

【バリアフリー便所の必要な寸法】

（バリアフリー便所（便房内设型）の基準等の解説
P45参照）

【おむつ交換シート取付け】

（バリアフリー便所（便房内设型）の基準等の解説
P45参照）



船内旅客用設備利用に関する基準

バリアフリー便所に設置する便器洗浄ボタン等 (バリアフリー基準第 54 条関係)

基本的な考え方

バリアフリー便所に設置する鏡、便器洗浄ボタン等に対しては、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようきめ細かに配慮する。

基準・推奨の仕様

【便器洗浄ボタン等の形状・色・配置】

- 視覚障害者や肢体不自由な人等の使用に配慮し、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置については、JIS S0026規格に合わせたものとする。
- 便器洗浄ボタンは使いやすい靴べら式押しボタン等がよい。センサー式を用いる場合は押しボタン式あるいは靴べら式と併用する。
- 鏡を取りつける場合は、車いすでも立位でも使用することができるよう、低い位置から設置され十分な長さをもった平面鏡とする。また、便房内には荷物台、棚、フック等を必要に応じて設置する。

【鍵】

- 容易に施錠できる形式とし、非常時に外から解錠できるようにする。

【呼出しボタン】

- 便器から手の届く位置に設ける。床に転倒した時、使える位置にも設置する。

【オストメイトの方への対応】

- オストメイトのパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を設置する。

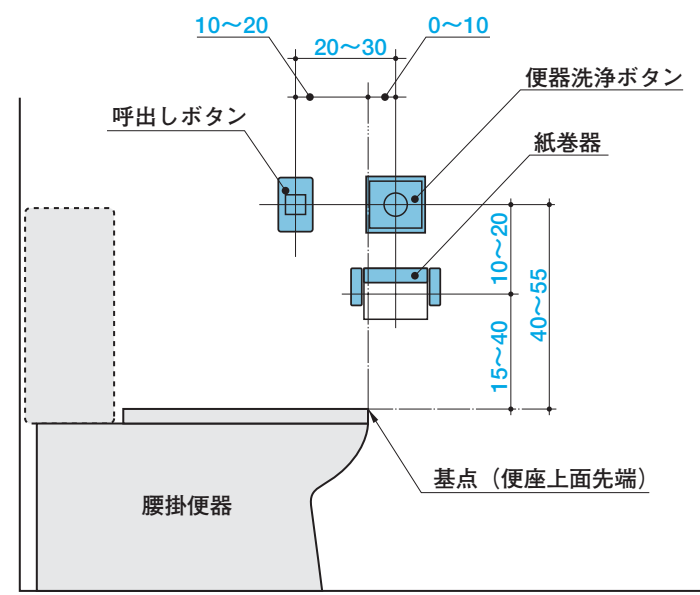
【汚物入れ】

- パウチやおむつも捨てることを考慮し、汚物入れは一般のものより大きく、かつ手の届く範囲に設ける。

【おむつ交換シート】

- 乳児のおむつ替え用に乳児用おむつ交換シートを設置する。

操作部及び紙巻器の配置及び設置寸法



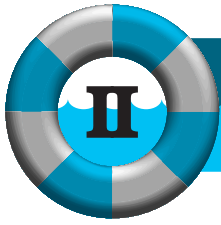
器具類の配置についてはJIS規格S0026:2007「公共トイレにおける便房内操作部の形状・色・配置および器具の配置」による

単位:cm

基準等の解説・配慮事項

[バリアフリー便所内の呼出しボタン]
 呼出しボタンは、便所内で気分が悪くなった場合や防犯上危険が生じたときに、乗組員に連絡するためのものです。

[おむつ交換シートの取付け]
 (バリアフリー便所 (便房内設型) の基準等の解説 P45参照)



船内旅客用設備利用に関する基準

便所 (バリアフリー基準第 54 条関係)

基本的な考え方

バリアフリー便所以外の便所においても、高齢者、障害者等の利用を考慮し、手すりの設置、滑りにくい床面仕上げ、点字案内、出入口などの段差解消や腰掛便座設置などを行うことが必要である。

基準

14.便所

便所を設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1)便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。
- (2)床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (3)男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。
- (4)前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。
- (5)腰掛便座及び手すりが設けられた便房を1以上設けること。

【水洗器具】

- 寄りかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる。

【呼出しボタン】

- 便器から手の届く位置に設ける。床に転倒した時、使える位置にも設置する。

【照明設備】

- 高齢者や弱視者の移動の円滑化に資するため、十分な明るさを確保するよう採光や照明に配慮する。

基準・推奨の仕様

【案内設備(触知案内図等)】

- (1)における「その他の方法」とは、触知案内図を使用する方法をいう。
- 触知案内図等を設置する高さは、床からその中心までの高さを140~150cmとする。

【床面仕上げ】

- (2)の「滑りにくい仕上げ」とは、表面に加工が施された滑りにくい材料を用いたものであって、床の状態によって効果が低下することのないものをいう。
- 清掃の容易性を考慮し、特に排水溝などを設ける必要のある場合には、視覚障害者や歩行困難者にとって危険にならないように、構造及び配置を考慮する。

【出入口】

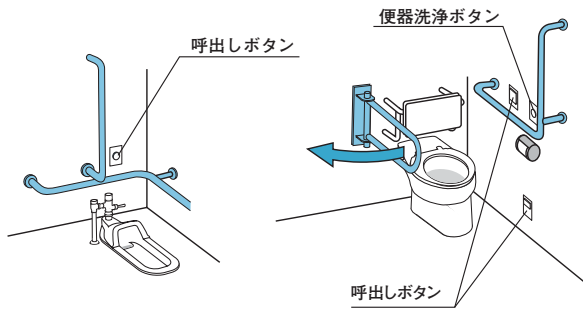
- 出入口の戸周辺は出入りに支障のないような空間を確保する。便所に入るための通路、出入口は、段差その他障害物がなく、便所が容易にわかるように案内表示を行う。

【手すり】

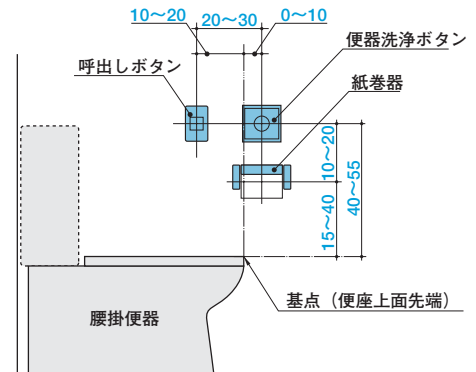
- 取付は堅固とし、手すりは、握りやすくすることが望ましい。掃除しやすく、腐蝕しにくい、径3~4cm程度のステンレス製等とする。また、壁と手すりの間隔は握った手が入るように5cm程度あける。
- 大便器用に、壁に手すりを設け、視覚障害者、歩行困難者の動作を容易にする。
- 小便器手すりは、歩行困難者が使用するにあたり、胸部で寄りかけられるようなもの、または、両側に寄りかけられるように便器から突き出したものとし、先端の形状にも配慮を加える。
また、小便器のうち少なくとも1カ所、出入口に一番近いものに手すりを両側に取りつける。
- 手を洗うための水洗器具のうち少なくとも1カ所には手すりを設ける。

視覚障害者の利用を考慮し、水洗装置等の方式、位置について配慮することが望ましく、特別な方式、位置の場合については点字表示を行うことが望ましい

大便器の手すり例

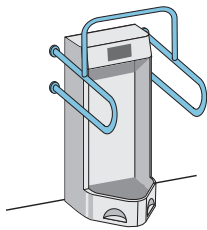


操作部及び紙巻器の配置及び設置寸法

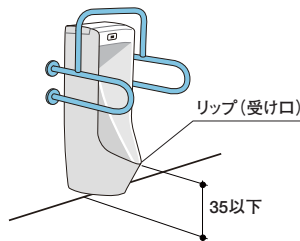


器具類の配置についてはJIS規格S0026:2007「公共トイレにおける便房内操作部の形状・色・配置および器具の配置」による

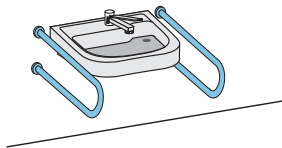
床置き式小便器手すり例



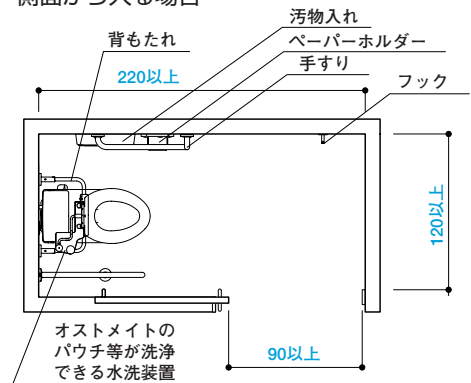
低リップ壁掛け式小便器



手洗い水洗器具の手すり例



側面から入る場合



バリアフリー便所以外の便所(便房)を設置する場合、上記寸法の便房とすることにより、高齢者、障害者等にも利用しやすいものとなる

単位:cm

基準等の解説・配慮事項

【触知案内図等の設置】

(バリアフリー便所(便房内設型)の基準等の解説 P43参照)

【床面の仕上げ】

(乗降用設備/舷門の基準等の解説 P23参照)

【段差・勾配の視覚的表示】

(乗降用設備/舷門の基準等の解説 P25参照)

【バリアフリー便所の必要な寸法】

(バリアフリー便所(便房内設型)の基準等の解説 P45参照)

【おむつ交換シートの取付け】

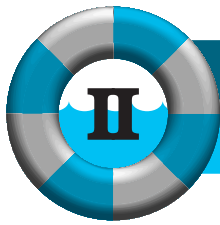
(バリアフリー便所(便房内設型)の基準等の解説 P45参照)

【バリアフリー便所内の呼出しボタン】

(バリアフリー便所に設置する便器洗浄ボタン等の基準等の解説 P51参照)

【便所の設置】

バリアフリー便所以外の便所についても、すべての人が利用しやすい便所を設置することが望まれます。



船内旅客用設備利用に関する基準

遊歩甲板 (バリアフリー基準第57条関係)

基本的な考え方

旅客が風に当たったり風景等を楽しむための暴露甲板については、高齢者、障害者等が当該暴露甲板に出ることができるようにすることが望ましい。

基準

20. 総トン数20トン以上の船舶の遊歩甲板

総トン数20トン以上の船舶の遊歩甲板(通常の航行時において旅客が使用する暴露甲板(通路と兼用のものは除く。))であって、バリアフリー客席と同一の甲板にあるものをいう。)は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口の幅は、80cm以上であること。
- (2) 段を設ける場合は、スロープ板その他の車いす使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。
- (3) 戸(遊歩甲板の出入口の戸を除く。)を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ① 幅は、80cm以上であること。
 - ② 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
- (4) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (5) 手すりが設けられていること。

基準・推奨の仕様

【複数の遊歩甲板】

- 総トン数20トン以上の船舶において、バリアフリー客席と別甲板にある遊歩甲板についてもバリアフリー化を図る。

【出入口の幅】

- 120cm以上とする。(二本杖使用者の利用しやすい寸法)

【段差解消】

- 段差がある場合は、極力小さくする。
- (2)の「スロープ板その他の車いす使用者が円滑に通過できるための設備」は船舶の安全を確保した適切な手段であること。また、この場合において「スロープ板」は、取り外し可能なものとする。○スロープ板の厚みによる段差は2cm以下とすること。○スロープ板の勾配は1/12以下とする。○スロープ板を設ける場合には、その勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。○スロープ板が長く、また、傾斜角が急(概ね10度を超える)となる場合には、車いすの脱輪を防止するよう左右に立ち上がりを設ける。

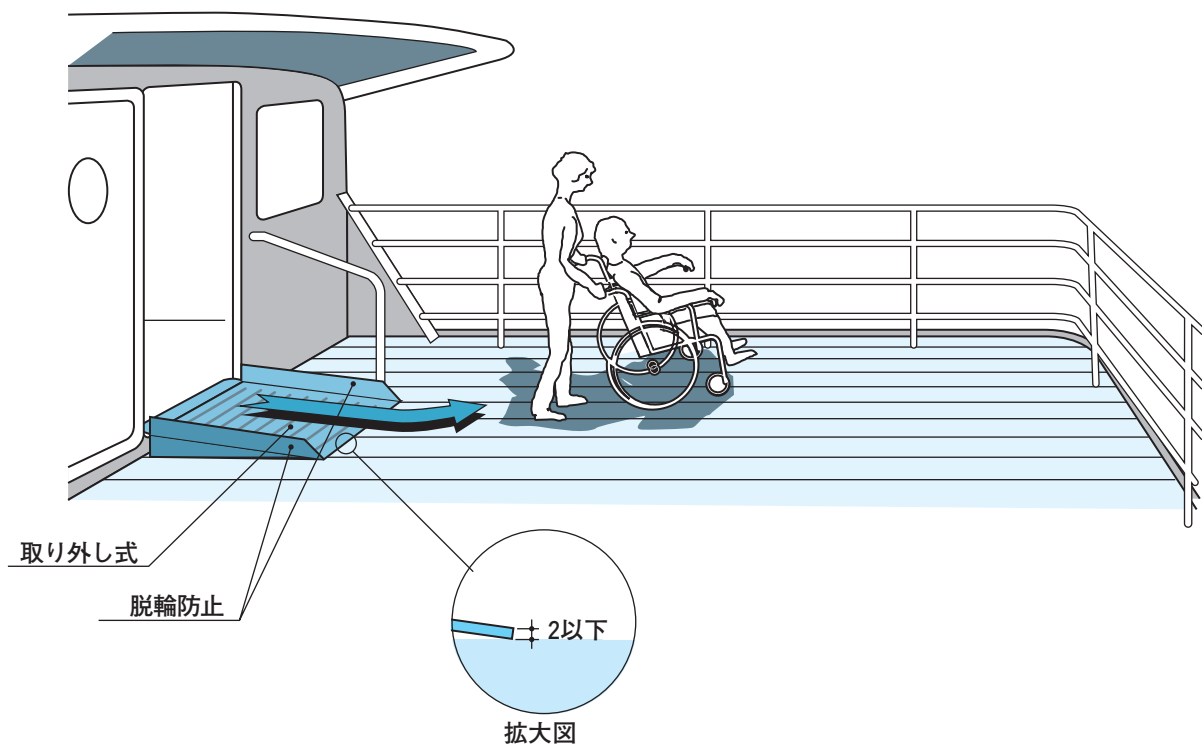
【戸の構造】(P60参照)

【床面仕上げ】

- (4)の「滑りにくい仕上げ」とは、表面に加工が施された滑りにくい材料を用いたものであって、床の状態によって効果が低下することのないものをいう。

【手すり】(P62参照)

- 手すりは高さ80~85cm程度とする。高齢者や車いす使用者以外の肢体不自由者の利用を勘案して、可能な限り連続して設置する。
- 端部は壁面側に巻き込むなど突起しない構造とする。



単位:cm

基準等の解説・配慮事項

[戸の構造]

(戸の基準等の解説 P61参照)

[スロープ(勾配)の考え方]

(乗降用設備/舷門の基準等の解説 P25参照)

[段差・勾配の視覚的表示]

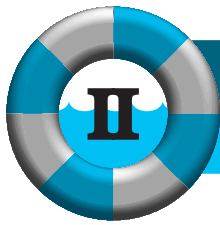
(乗降用設備/舷門の基準等の解説 P25参照)

[床面の仕上げ]

(乗降用設備/舷門の基準等の解説 P23参照)

[暴露部通路の手すり]

(舷門から甲板室出入口までの通路の基準等の解説 P27参照)



船内旅客用設備利用に関する基準

食堂 (バリアフリー基準第 55 条関係)

基本的な考え方

食堂については、旅客船の大きさ、航行時間、旅客定員等様々な理由から設置の必要性が発生し、設置されているものであり、すべての人が同様のレベルのサービスを受用することを原則として考えることが必要である。

基準

18.バリアフリー食堂

もっぱら旅客の食事の用に供する食堂を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するもの(「バリアフリー食堂」という。)でなければならない。

- (1)出入口の幅は、80cm以上であること。
- (2)出入口には段がないこと。
- (3)床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (4)食堂には、いすの収容数百人ごとに一以上の割合で、車いす使用者の円滑な利用に適した構造を有するテーブルを配置すること。
- (5)聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備が備えられていること。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該食堂に表示すること。

○(5)「食堂に表示する」とは、聴覚障害者が表示を指差すことなどにより、当該食堂で勤務する職員に対して筆談希望の意志を容易に伝えることができる場所に表示することをいう。

【コミュニケーションボード】

○話し言葉や文字表現によるコミュニケーションが困難な高齢者、障害者等が自分の意思及び要求を相手に的確に伝え理解させることを支援する絵記号(JIS T1030)を利用したコミュニケーションボードを設ける。(参考資料5参照)

基準・推奨の仕様

【複数の食堂】

○すべての食堂でバリアフリー化を図る。

【出入口の幅】

○120cm以上とする。(二本杖使用者の利用しやすい寸法)

【段差解消】

○段差がある場合は、極力小さくする。

○(2)の「段がないこと。」とは、2cmを越える段差がないことをいう。

【床面仕上げ】

○(3)の「滑りにくい仕上げ」とは、表面に加工が施された滑りにくい材料を用いたものであって、床の状態によって効果が低下することのないものをいう。

【食堂テーブル高さなど】

○(4)の「円滑な利用に適した構造」とは、車いすのアームサポート及びフットサポートが卓の下に入り、かつ、車いすに座った状態のまま食事できる構造であって、卓の下に高さ65cm以上及び奥行き45cm以上の空間が確保されており、卓の上面が70cm程度であるものをいう。

【手すり】

○主な壁面には手すりを設ける。

【照明設備】

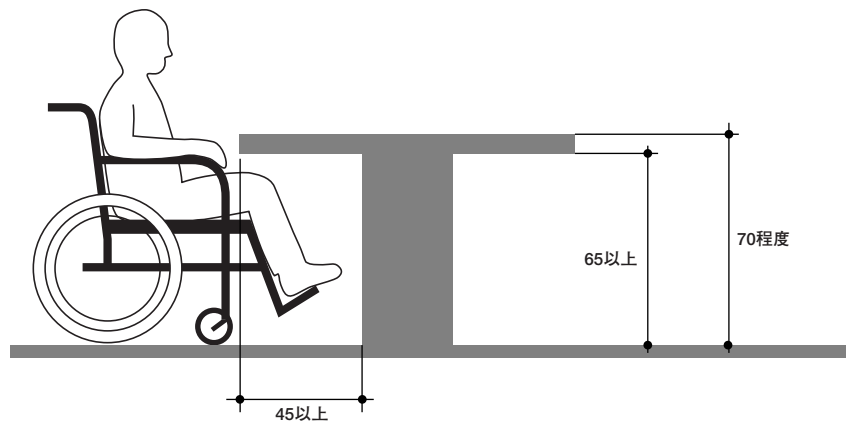
○高齢者や弱視者の移動の円滑化に資するため、十分な明るさを確保するよう採光や照明に配慮する。

【意思疎通を図るための設備】

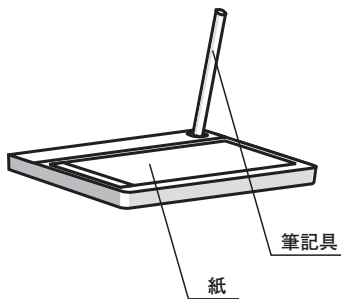
○(5)の「文字により意思疎通を図るための設備」とは、筆談用具(紙と鉛筆等)、筆談器その他これに類する設備をいう。

○(5)の「設備を保有している旨」とは、「筆談用具を設置しています。」「筆談しますのでお申し出下さい。」等これに類する表現をいう。

テーブル



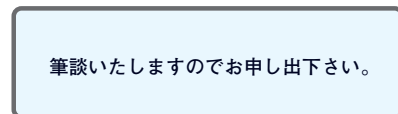
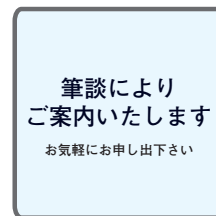
筆談用具



筆談器



筆談用具設置案内の例



単位:cm

基準等の解説・配慮事項

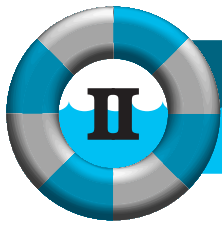
【床面の仕上げ】

(乗降用設備/舷門の基準等の解説 P23参照)

【食堂のバリアフリー設備】

テーブルは一般の方が使用しても良く、誰でも使えることが必要ですが、混雑時等は、車いす使用者が優先的にテーブルを使用できる様な配慮も必要です。

車いす使用者が食堂のテーブルにアプローチするときに、テーブルの脚の底盤が車いすでのアプローチの邪魔にならないよう、底盤形状についての配慮が必要です。



船内旅客用設備利用に関する基準

売店 (バリアフリー基準第 56 条関係)

基本的な考え方

売店については、旅客船の大きさ、航行時間、旅客定員等様々な理由から設置の必要性が発生し、設置されるものであり、すべての人が同様のレベルのサービスを楽しむことを原則として考えることが必要である。

基準

19. バリアフリー売店

一以上の売店(もっぱら人手により物品の販売を行うための設備に限る)には聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けなくてはならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該売店に表示すること。

基準・推奨の仕様

【複数の売店】

○すべての売店でバリアフリー化を図る。

【カウンター高さなど】

○カウンターを設ける場合には、カウンターの蹴り込みの一部は、高さ60cm程度以上、奥行き40cm程度以上とする。また、車いす使用者との対応に配慮して高さは75cm程度とする。

【手すり】

○主な壁面には手すりを設ける。

【照明設備】

○高齢者や弱視者の移動の円滑化に資するため、十分な明るさを確保するよう採光や照明に配慮する。

【意思疎通を図るための設備】

○「文字により意思疎通を図るための設備」とは、筆談用具(紙と鉛筆等)、筆談器その他これに類する設備をいう。

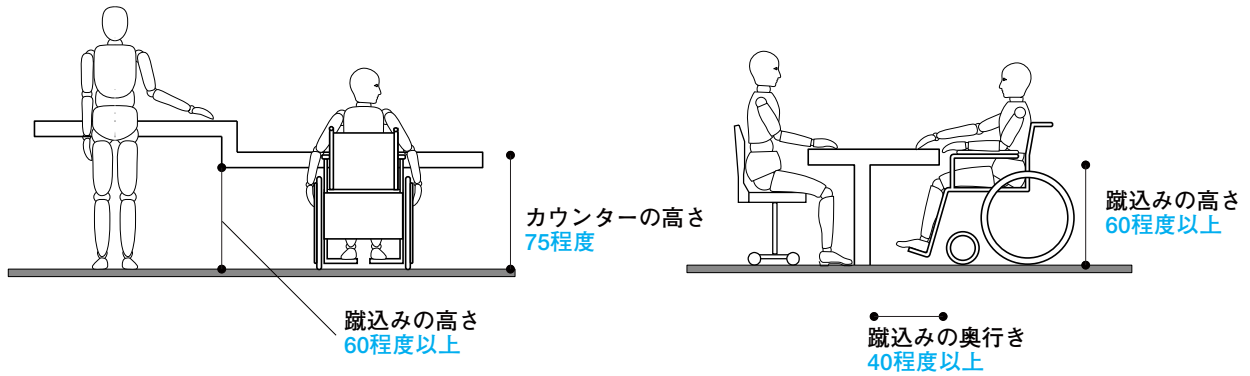
○「設備を保有している旨」とは、「筆談用具を設置しています。」、「筆談しますのでお申し出下さい。」等これに類する表現をいう。

○「売店に表示する」とは、聴覚障害者が表示を指差すことなどにより、当該売店で勤務する職員に対して筆談希望の意志を容易に伝えることができる場所に表示することをいう。

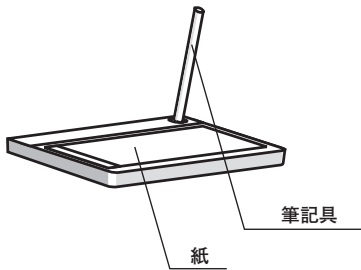
【コミュニケーションボード】

○話し言葉や文字表現によるコミュニケーションが困難な高齢者、障害者等が自分の意思及び要求を相手に的確に伝え理解させることを支援する絵記号(JIS T1030)を利用したコミュニケーションボードを設ける。(参考資料5参照)

カウンターの例



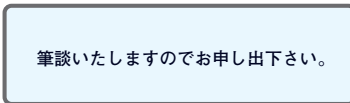
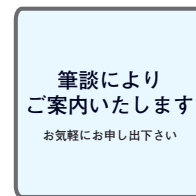
筆談用具



筆談器



筆談用具設置案内の例



単位:cm

基準等の解説・配慮事項

【床面の仕上げ】

(乗降用設備/舷門の基準等の解説 P23参照)

【売店へのバリアフリー化された通路】

売店は対面式での対応であれば売店に行くまでの通路幅は120cm以上必要です。区画の中であって自由に移動が可能な施設であれば通路幅は120cm以上として下さい。バリアフリー通路1と2があるという状況では通路幅は120cm以上が適用されます。設計上バリアフリー基準をクリアすれば併用も可能と考えます。その際、段差を付けないことが必要です。

【売店のバリアフリー設備】

売店のカウンターは車いすのフットサポートが入る構造、カウンターは75cm程度で車いす利用者の手が届く高さがよいとされています。また、売店の床面には段差がなく、周りの壁面に手すりを設けることが望まれます。